
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 482

[19/11/2001; United States District Court for the Eastern District of Washington;
First Instance]

Tsarbopoulos v Tsarbopoulos, 176 F. Supp. 2d 1045 (E.D. Was. 2001)

ワシントン東部地区合衆国地方裁判所

2001年11月19日

判事：Shea, 地方裁判官 (D.J.)

A. Tsarbopoulos (原告) 対 K. Tsarbopoulos (被告)

第 CS-00-0083-EFS 号

代理人 (Counsel) : A.T. (原告側) : Allen M Gauper, Salina Sanger & Gauper,
Spokane, WA.; K.T. (被告側) : Mary Elizabeth Schultz, Mary E Schultz &
Associates PS, Spokane, WA.

事実認定及び法律の結論：ハーグ条約に基づく子の返還申立の棄却を命じる

I. 手続上の経緯 (PROCEDURAL HISTORY)

2000年3月10日、Dr. A.T. (以下「Dr. T.」) が、1980年10月25日の国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約 [T.I.A.S. No. 11670, 1343 U.N.T.S. 89 (以下「ハーグ条約」)]、合衆国法典第42巻第11601条以下参照に基づく申立を行い、本件訴訟を提起した。合衆国及びギリシャの両国はこの条約の締約国である(Ct. Rec. 1)。当裁判所は、合衆国でのハーグ条約実施法である国際的な子の奪取救済法 (International Child Abduction Remedies Act (以下「ICARA」)) を通じてハーグ条約に基づき提起された訴訟に対する管轄権を有する。合衆国法典第42巻第11601条以下参照。2000年4月25日には、本地区の別の裁判官の面前において、両当事者の申立の審理が行われた。同裁判所は、2000年5月5日に父親の Dr. T.が費用を負担してギリシャに子を返還することを命じた (Ct. Rec. 42)。K.T.は、2000年5月3日上訴した (Ct. Rec. 46)。同裁判所により、2000年5月4日に修正命令が出された (Ct. Rec. 44)。

2000年11月17日、第9巡回区控訴裁判所は、Dr. Tへの略式判決を認める命令を破棄する覚書を出し、重要な事実の真の問題が常居所の問題であると判示した。さらに第9巡回区控訴裁判所は、略式判決以外の重要な事実の真の問題が「ギリシャに子らを返還することによって子らが身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる「重大な危険」があるかどうか」の問題であると判示した。後者の問題は、明白かつ確信に足る証拠によって証明される場合は、ハーグ条約第13条(b)に定められている子の返還の除外をもたらすことになる。

第9巡回区控訴裁判所の命令は2000年11月22日に当地方裁判所(Ct. Rec. 54)に出され、本件訴訟は2000年11月30日に再転属(reassigned)された(Ct. Rec. 55)。当地方裁判所は、2000年12月7日に両当事者の代理人と現状確認と今後の進行のための協議を開き、2001年3月26日から5日間の証拠審理を設定するスケジューリング命令(審理日程命令)を出した(Ct. Rec. 57)。2000年12月21日、本件係属中の面会権に関する審理において、K.T.の代理人は、祝祭日のため専門家との連絡が困難であることから、証拠審理の日程の見直しを提案した。Dr. T.の代理人はこれに反対しなかった。2000年12月22日付の命令により、証拠審理の日程は2001年5月21日に再設定された(Ct. Rec. 69)。

2001年1月19日、Dr. T.の代理人が交替した(Ct. Rec. 77)。2001年3月21日、K.T.は、証拠審理の日として設定された日程を引き継ぐ申立を行った(Ct. Rec. 90)。この申立のなされた審理での代理人の話し合いに基づき、当裁判所は、2001年4月19日に公判を2001年8月27日に設定し直した(Ct. Rec. 96)。公判は、同日に開始し、2001年8月31日に終了した。証拠審理の終了時に、当裁判所は、本件の問題について熟慮した。2001年11月6日、当裁判所は、代理人へのファクシミリの書簡により、本件申立が棄却され、その旨の判決文が出されることを当事者に通知した。

本判決で述べられている理由により、当裁判所は、ギリシャには共同の常居所は存在しなかったと判示し、したがって連れ去りは不法ではなかったと判断している。当裁判所は、仮にギリシャが子の常居所だとすれば、子らのギリシャへの返還は、身体的及び精神的な損害をもたらす重大な危険となるか、又は耐え難い状態に置かれることになると判断し、また子らがワシントン州によくなじんでいたと判断し、したがって法律問題としては、第13条(b)の例外が適用されると結論付けた。さらに当裁判所は、申立人から提示されたいかなる約束も、第13条(b)の例外が適用されるにもかかわらず、子の返還を裁判所に納得させるには不十分であると判示している。よって、提出された証拠を慎重

に検査した上で、当裁判所は、以下の事実認定及び法律上の結論を出し、本件申立の棄却を命じる。

II. 常居所 (HABITUAL RESIDENCE)

A. 法律—常居所

議会では、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（以下「ハーグ条約」）を採択する法律を制定する際に、次のように判断した。

(1) 国際的な子の奪取又は不法な留置は子の福祉を損なうこと... (4) 1980年10月25日にハーグで採択された国際的な子の奪取の民事面に関する条約が不法に連れ去られた又は留置された子の迅速な返還のため及び面会権の行使の確保のための法的権利及び手続を定めている。ハーグ条約の意味で不法に連れ去られた又は留置された子は、ハーグ条約に定められた数少ない例外の場合のいずれかに該当しない限りは、迅速に返還されるべきである。

42 U.S.C.第 11601 条ほか。この条文の文言は、同条約の解説である **Rapport Explicatif/ Explanatory Report: E. PEREZ-VERA, Hague Conf. on Private Int'l Law, 14th Sess., Vol. III., 1980, p. 426, P 16, p.429** (以下「Perez-Vera レポート」) で論じられているハーグ条約の目的と一致している。このレポートは、一般に条約について公式に発表されたものとして認知されている。Mozes v. Mozes, 239 F.3d 1067, 1069 n.3 (9th Cir. 2001)を参照。Perez-Vera は、ハーグ条約の主な目的を「『条約締約国において不法に連れ去られた又は留置されている子の迅速な返還』という手段による原状回復」とであると述べている。

Perez-Vera レポートは次のように述べている。「ハーグ条約は、『監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた』16歳未満の子に適用される」Perez-Vera Report at P.76 P. 449。ハーグ条約が適用されるかどうかを決定するために、次に基準となる質問は、その子が締約国に常居所を有するかどうかである。前掲書、at 449, 450.条約の主題について論じるにあたり、Ms. Perez-Vera は次のように述べている。

まず、各事案では、その子が自然人又は法人から委ねられ、合法に行使された監護権を有する居住環境から連れ去られたという状況に直面することになる。当然ながら、監護権の行使者が同意した外国への滞在後に子の元来の環境を回復することを拒絶することも同じ類の事態とされなければならない。いずれの

場合にも、事実上、その結果は同じである。すなわち、子がそれまで生活してきた家族及び社会環境から引き離されることである。

Id. at P 11, p. 428. (強調は筆者による)

Mozes 裁判所は、次のように述べている。

ハーグ条約の重要な運用上の概念とは、「不法な」連れ去り又は留置という概念である。連れ去り又は留置がある国のハーグ条約に基づく義務を生じさせるためには、第3条の要件を満たさなければならない。

すなわち、子の連れ去り又は留置は、次の **a** 及び **b** に該当する場合は、不法とする。

a) 当該連れ去り又は当該留置の直前に当該子が常居所を有していた国法令に基づいて個人、施設その他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b) 連れ去り若しくは留置の時に **a** に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは当該留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

Mozes, 239 F.3d at 1070 (引用は省略). **Mozes** によれば、この問いに対する回答には、地方裁判所が次の問いに回答する必要がある。

(1) 問題とされる連れ去り又は留置が起こったのはいつか。

(2) 連れ去り又は留置の直前に、子が常居所を有していた国はどこか。

(3) 連れ去り又は留置は、常居所のある国の法律に基づきなされた申立に帰される権利を侵害したか。

(4) 申立人は、連れ去り又は留置の時点に当該の権利を行使していたか。

前掲書 **at 1070**. 従って、裁判所は、これらの問いを順番に検討する。

問 (1) は容易に回答できる。**K.T.**が **2000** 年 **1** 月 **12** 日にギリシャから子を連れ去ったことに争いはない。

問(2)に関しては、裁判所は、ハーグ条約では「常居所(habitual residence)」の語を定義していないと指摘している。Mozes で説明されている通り、「裁判所は、「いずれかの特定の事案のすべての状況を参照して決定されるべき事実の問題[として]それが含む二つの語が有する通常かつ自然な意味」に従って、『常居所』の表現を解釈するよう指示した」Mozes, 239 F.3d at 1071 (C v. S, (未成年、奪取、未婚の母の子 1990 2 All E.R. 961, 965 (Eng. H.L.)) を引用)を参照。

Mozes 裁判所は次のように結論づけている。「これらの事件の問題は、単に新しい国での子の生活が最小限の「適応された目的の程度」を示しているかどうかのみならず、最初の裁判地への返還を求めることが、子が『それまで生活してきた家族及び社会環境から』引き離されるも同然であるという点において、その子の二つの国への関連する愛着が変わったと自信を持って言えるかどうかということである」Mozes, 239 F.3d at 1081 (引用は省略)。

T の子の年齢の子については、「子の居所を定める権利を有する者の意思又は目的が考慮されなければならない」。前掲書 at 1076 (引用は省略)。次に裁判所は、両親が子の従前の常居所を放棄して、新たな常居所にする「適応された相互の意図を共有し」ているかを判断しなければならない。前掲書 at 1078. このためには、裁判所には、Mozes により指示された特定の事案の事実関係をすべて厳密に検討することが求められる。

B. 事実関係—常居所

A.T.は、1957年にギリシャで生まれ、1980年にアテネ大学を卒業した。卒業後、彼は米国にやって来て、1980年から1985年の間、ミシガン州立大学に通い、化学の博士号を取得した。ミシガン州立大学に在学中に、K.T.と知り合った。二人は1986年にオハイオ州の民事婚により、1987年にギリシャの宗教婚により結婚した。1985年から1987年まで、Dr. T.はミネソタ州のロチェスターのXの薬理学部でポストクの上級研究員を勤めた。その後、一家はニュージャージー州へ転居した。そこではDr. T.は、ニュージャージー州のXX研究所に雇用された。Dr. T.は、1987年から1998年2月までXXに勤務した。Dr. T.は、1991年に米国市民に帰化した。Dr. T.夫妻には3人の子がいる。1992年10月21日生まれのH.(「H」)、1995年11月24日生まれのJ.(「I」)、1997年7月28日生まれのJA(「I」)である。3人ともニュージャージー州モリスタウンで生まれた。したがって、3人の子は米国市民である。Dr. T.にはギリシャに家族がおり、T一家はDr. T.の家族を訪れるために毎年ギリシャを訪問してい

た。H.と J.はギリシャで洗礼を受け、2人ともギリシャに名付け親がいる。名付け親は、Dr. Tの友人である。1997年10月頃から現在まで、Dr. Tは、ギリシャのG自然史博物館（「G博物館」）のG研究センターの分析実験室長を務めている。

つき合っている間も結婚後も、Dr. Tは妻のK. T.を身体的に虐待していた。身体的な虐待としては、つねる、殴る、突くなどを行った。ニュージャージー州のH.とC. T.は、1980年代からTの家族がギリシャに引っ越した1997年までDr. T夫妻を知っていた。C.T.はギリシャで生まれ、1960年に米国にやっ来て、1970年に化学工学で博士号を取得し、それ以降米国に留まっている。T.らは、Dr. Tが結婚の判断をし、K. T.は全ての事についてDr. Tに従っていると評した。彼らは、Dr. T夫妻は社会的に孤立していたとも評している。K.T.は、最近になって夫の友人が彼らにとっての唯一の友人となったことを思い出している。K.T.は、Dr. Tに強要されて金の無心をする以外には、彼女の家族と接触することが減っていた。例えば、Dr. Tは、K.T.にまずはマンションの頭金を、その後、ニュージャージー州に住む間の家の頭金を家族に無心するよう命じた。

彼女の両親は、金銭を与えることをしばしば断ったが、あるパターンが確立された。K.T.は、両親から繰り返しお金を借りなければならなかった。それは、Dr. Tが様々な支出の支払いを断ったためか、支出が生じたときに、彼女が夫の反応を恐れたためのどちらかの理由からであった。例えば、彼女が自動車事故に合い、自動車がひどく壊れてしまったときには、両親が彼女に自動車の損金限度額を支払ったが、それは彼女が自動車の損失に対するDr. Tの反応を恐れたからであった。結果的に、K.T.はその衝突から生じた保険の請求として、16,000ドルの支払いを受けた。Dr. Tは夫婦の家計を管理していたので、この支払金は彼女がアクセスすることのできないシティバンクの口座に入金された。彼女はその資金がどうなったのか知らない。彼女の父親のR.M.は、長年にわたり自動車代として4,000ドル、手術代として2,000ドル、彼女が起こした衝突に関連して自動車の控除可能額に対して1,000ドル、JAの出産費用として2,000ドルを送った。

C.W.、R.M.、T.らなどの証人は、Dr. Tが支配的であるとの証言しており、これらの所見は、K.T.から引き出されたその期間中のDr. Tの言葉及び身体的な虐待に関する証拠と共に、夫妻とその家族に影響を与える全ての重要な事柄においてDr. Tが完全に支配的であったことを当裁判所に確信させた。結婚前

は、K.T.は、エネルギッシュで、社会的に活発で、楽観的な人物であったが、結婚後は次第に孤立するようになった。

Dr. T.は、子の躰に次第に厳しくなった。特に H.は、トイレトレーニングでなかなか上手くいかなかったため、しばしばしつけられた。1997年2月に、Dr. T.は K.T.が第三子を妊娠中であることを初めて聞いた。その少し前に、Dr. T.は G 博物館で職を得る機会を探っていた。彼のかつてのルームメートの Dr. G.Z.は、G 博物館の理事の一人だった。二人は、職について連絡を取り合っていた。Dr. Z.がニュージャージーにいる間に、彼は T 夫妻と会って、職を得られる可能性についての Dr. T の関心について話し合った。その話し合いで何があったのかについての証言は異なっているが、Dr. T がその職を得た場合には、夫婦には2年間滞在する意思があることを確認したかったのだということは、裁判所にとっては明らかである。

この時期に、この明らかに予定外に妊娠したという知らせは、夫婦にとって大きな問題となった。Dr. T.は、妻の健康状態から何よりも心配だったのは妻の健康だったことを覚えているという。K. T.は、超音波のことだけを覚えており、これについての争点は、彼の証言によれば他にテストが行われたことであった。K.T.は、Dr. T が彼女が浮気したと責め、墮胎するよう促し、妊娠の知らせを聞いた際には、彼女の胃を殴ったと証言した。夫妻は、妊娠そのものについて、またそれが G 博物館に雇用される可能性に与える影響についての二つの理由から妊娠を巡ってかなり衝突した。K.T.は、子を産むと強く主張した。最終的には、Dr. T が JA に関連する費用を支払いたがらなかったため、彼女の両親が1997年7月28日に生まれた子 JA.の出産関連費用として2,000米ドルを与えた。その時まで、Dr. T は G 博物館の職を受けることを承諾し、ギリシャへの引っ越しの手配をした。一家は1997年9月30日にアテネに到着した。

K.T.の両親にも、ニュージャージーのギリシャ系アメリカ人コミュニティの夫妻の友人にも、ギリシャへの引っ越しの知らせは衝撃を与えた。T らがそのことを知ったのは、引っ越しから数週間経ってからのことだった。T らは、引っ越しは一時的なものだと考えており、Dr. T はギリシャで暮らすことと、アメリカに比べてギリシャの給与水準が低いことに不安を訴えていたと証言している。T らは、Dr. T.がギリシャへ引っ越しという将来に確信がなかったため、休職したと理解していた。ギリシャへの引っ越しからの2年間、Dr. T.は、T らを定期的に訪問した。T らは、彼が自分の選択の自由を残しており、カナダ

やアメリカでの雇用の見込みがないかを探し続けていると述べていたという、Dr. T との会話を思い起こしている。

ギリシャへの引っ越しに備えて、Dr. T はギリシャ領事館に行き、帰還証明書を申請した。この証明書は、彼のようなギリシャ国民にのみ交付されるもので、アメリカ国籍のみを持つ K.T.には発行されなかった。証明書が交付されれば、Dr. T はギリシャ到着の際に租税を支払わずに、夫婦の所有物をギリシャに移動させることが可能であった。

JA.は 1997 年 7 月 28 日に誕生したので、Dr. T.は雇用主 XX から家族医療休暇を申請し、許可を受けることができた。Dr. T.は、XX に G 博物館に雇用されることになったことは知らせなかった。実際に、家族休暇を申請してすぐに、彼は家族とギリシャに引っ越し、1997 年 10 月 1 日に最初の契約を締結した G 博物館で働き始めた。XX の人事部長の B.P.は、Dr. T が家族休暇を申請したことを証言している。XX の記録は、1997 年 9 月 29 日から 1997 年 12 月 21 日まで育児休暇を申請し、休暇を認められたことを証明している。次に Dr. T.は、1997 年 12 月 22 日及び 23 日に休暇を取得し、その後、1998 年 1 月 1 日から 1998 年 1 月 19 日まで短期障害休暇を取得した。Dr. T.は、休暇の申請時に、医療、歯科及び生命保険を含む団体保険に継続加入することを選択し、休暇中も保険料を支払った。

1998 年 1 月 26 日の XX への手紙により、Dr. T は、1998 年 2 月 2 日付で退職した。その内容の一部として、「欧州に戻って、個人的に充実した試みを行う必要性を感じており、研究と教授を組み合わせたいと考えています。M グループの皆さん、SPRI の同僚の皆さんとは、今後も連絡を取り合い、協力していきたいと思えます」と述べている。Dr. T の退職願に対する XX からの書簡は、ニュージャージー州のウェインの彼宛で送られた。XX の記録は、彼が家族医療休暇を申請した時に、Dr. T はニュージャージー州のモリスタウンに住んでいたことを示している。退職した 2 月には、記録では、彼がニュージャージー州のウェインに住んでいたことを示していた。この変更が可能であったのは、彼が会社に情報を提供したからであった。このことは、Dr. T が XX に自身の居所を知らせなかっただけでなく、積極的に誤って自身の住所を雇用主に伝えていたことを示している。

ギリシャへの引越し後に、Dr. T.は、アメリカに対して様々な資金調達手段を維持していた。彼のデルタ航空クレジットカードとブリティッシュ・エアウェイズクレジットカードでは、マイレージプログラムの資格を得るためにアメリ

カの住所を維持していた。彼はギリシャとアメリカを行き来するマイレージを獲得するために、デルタ航空クレジットカードとブリティッシュ・エアウェイズクレジットカードの請求書の支払い用にシティバンクの口座を維持した。ニュージャージー州の運転免許証を維持し、ニュージャージー州の非居住者用納税申告書を受け取った。Dr. T.がブリティッシュ・エアウェイズの口座用に使用していた住所は、ワシントン州のコルバートであり、ここには K.T.が 2000 年 1 月にギリシャを出国した後に子らと共にやって来ている。

1997 年 10 月 1 日、Dr. T.が G 博物館で働くための契約が締結された。この契約は 1999 年に終了した。1999 年 1 月 20 日、Dr. T.は新たな契約を締結し、契約期間を 1999 年 1 月 1 日から 2001 年 12 月 31 日に定めた。この契約は、1999 年 9 月 29 日に締結された新たな契約により修正され、その契約は無期限の期間を求めるものであった（証拠書類 R、221）。[脚注 1]

ギリシャにいる間、T 一家は最終的に寝室が 3 部屋あるアパートに移り住んだ。住宅の購入資金として 100,000 米ドル以上を保有していた。しかし、彼らが到着した時から K.T.が 2000 年 1 月に出国するまでの間に、夫妻は住宅を購入しなかった。ギリシャの夫妻のアパートには寝室が 3 部屋あった。1 室は Dr. T.の部屋で、1 室は研究用の部屋で、3 部屋目は、子の寝室だった。しかし、JA.は居間の幼児用ベッドで眠り、K.T.が子供部屋の二段ベッドの下の段で眠った。Dr. T.の研究 [部屋] には、ステレオ、コンピュータ、革張りの椅子があり、K.T.と子らは立ち入りを禁じられていた。家族の所有物や衣料の多くは、荷解きされないままとなっていた。Dr. T.がその役目を引き受けていたので、K.T.は H.の学校とはあまり連絡を取っていなかった。毎日、K.T.は Dr. T.の朝食を準備し、それを彼と一緒に食べ、下へ降りて行って車のカバーを取ることを要求された。彼女は、彼から一日の仕事のリストを受け取り、それを日中に完了させておくことが求められた。仕事完了していないと、体罰が加えられた。彼は 1 日に何度も彼女に電話をかけ、彼女が自宅にいるか、常にどこにいるかを正確に知ることを求めた。Dr. T.は K.T.の居場所を突き止められないと激怒した。

Dr. T.の拡大家族が時々訪れ、K.T.と子らの暮らしについて、異なる見解を持っている。彼らは、T.一家は、K.T.や他の承認が説明したよりも仲の良い家庭だとの見解を持っていた。彼らは、K.T.が事業計画やギリシャの島々で将来夏の別荘や朝食付きの宿を運営することを話し合っていたことを覚えている。この見解は、K.T.や他の証人の証言とはかなり異なっている。K.T.の証言は、Dr. T.がその 2 年間にアメリカを頻繁に訪れた際に Dr. T.と継続的に会ってい

たニュージャージー州にいる T 夫妻、及び C.W.とその姉（又は妹）の E.W.の見解、そして 1999 年のクリスマス休暇のときに起こった出来事による身体の痣の写真により裏付けられている。

K.T.と友人関係にあったギリシャ国籍の C.W.の視点からは、K.T.の暮らしは社会から隔離されていた。Dr. T.は、稀に起こった K.T.がアパートにいなかった時には、K.T.がどこにいるのか確認するためにどんな苦労も惜しまなかった。例えば、C.W.は何人かの女性のためのディナーパーティを開いた。Dr. T.は W.夫人に電話して、具体的な詳細を聞き出そうとした。C.W.が証言した通り、彼女が T.のアパートに電話をすると、Dr.T.が彼女に電話した理由についていくつかの質問をしてからでないと、K.T.と話をさせてもらえないことは日常的だった。

新生児の JA.と 2 歳の J.については、当然のことだが、ギリシャになじんでいなかった。二人の年齢では、その世界は、母親、自宅、当時 1 日何時間か幼稚園に通っていた兄の H.、働いており、夕方に自宅にいた父親の Dr. T.を中心に展開していた。アパートの建物自体には、T.の子らの遊び友達となれるような年齢の子はいなかった。K.T.は、決してアパートから遠くへ行こうとはしなかった。彼女が家から離れたのは、店に行くか、子らを時折公園に連れていくときだけであった。K.T.は自動車を保有しておらず、公共の交通機関は利用しなかった。W.夫人が証言した通り、ギリシャの公共交通機関は込み合っており、利用できる座席がないこともしばしばあったので、T.夫人が 3 人の幼い子を連れて移動するのは事実上不可能だった。C.W.にとっては、T.夫人は、Dr. T.からの電話に出られないことが気掛かりで、心配しているように見えた。この印象は、アメリカで彼を知っている人々が Dr. T.の性格について支配的で、管理しようとする夫と描写したことと一致している。

K.T.は、ギリシャ語が全く流暢でなく、H.はできたとしても少しだけ、またその弟達は全くギリシャ語が分からなかった。H.は、幼稚園に入園し、言葉のできない外国人の子だと[他の]子らにからかわれていた。この経験は、H.を混乱させた。H.の不定期のお漏らしが続き、H.を当惑させ、その両親を心配させた。

この時期に、Dr. T.は G 博物館に分析実験室を設置するのに非常に忙しく、こうしたプロジェクトにつきもののストレスに遭遇していた。彼の G.博物館での仕事には、将来のプロジェクトに対して持続的に資金調達をする責任も含まれていた。K.T.は、ギリシャにいる間、以前よりも夫から言葉や身体的な虐待

を受けることが増えていた。彼女の両親との夏休み中のポロでのある出来事が、この状況を実証している。そこに滞在する間、一番下の子の JA.は、階段から転落し、全ての家族が非常に心配した。Dr. T.は激怒し、K.の責任だと K.を責め、何か J.A.に起きたら殺してやると罵りながら、彼女を突き始めた。M.氏が仲裁した。Dr. T.はなおも怒鳴りながら、住居に入り、ドアから物を投げ、その物を壊した。

Dr. T.の財政や一家の生活のあらゆる側面に対する管理は、一家がギリシャにいる間にますますひどくなった。K.T.は、事実上、夫婦の財政状況については保有株のことを含め全く知らなかった。さらに、彼女の名義の公開株が売却されたが、こうした取引に関連する書類は、彼女の「署名」がされていたものの、彼女が署名したのでないことは明らかだった。K.T.は理論上はいくつかの口座やいくらかの金銭にアクセスすることができたが、彼女は、そうした口座に必要な手続きを知らなかった。財務記録は、Dr. T.の研究部屋に保管されており、K.は入室を禁じられていた。

Dr. T.は、時折自宅で研究を行っていた。彼は自分が自宅で研究を行っている最中や H.と宿題をやっている最中にアパートがうるさいと、非常にいらつくようになった。彼は、実際に就寝する前には、アパートが安全であることを確認し、繰り返し再確認をするよう K.T.に求めた。

身体的虐待の問題については、ギリシャでの家庭医の Dr. S.は一家を何度かの機会に訪れており、育児検診を行った。彼女には公式の記録はないものの、この医師は、児童又は配偶者虐待を訴えられたとは記憶がなく、H.のおもらしについて診察したことを覚えており、彼女にいくらか助言をした後は、この問題について再度聞いたことはなかった。

医学的な忠告にもかかわらず、当裁判所は、H.の「おもらし」は続いたと考える。K.T.が児童又は配偶者虐待に関しては Dr. S に打ち明けなかった可能性がある一方で、当裁判所は、いずれの虐待も行われたものと判断する。この判断は、さまざまな専門家の意見に基づくものでもあり、この意見は以下で述べるハーグ条約第 13 条 (b) に関する考察において出されたものである。また K.T.の太腿、腕、右脚（証拠 114-116）の痣を実証する写真を撮影した E.W.の証言及び K.T.が足を引きずって歩いていることを記憶していた C.W.の証言に基づくものでもある。このけがについては、後に夫が癩癩を起こして、物を彼女の足に投げつけたことによるものだということが明らかになっている。

このように極めて難しい家族状況は、1999年12月後半に爆発した。Dr. T.は一番下の子 JA.に体罰を与えるようになり、髪やズボンの尻の部分をつかんでつまみ上げたり、JA.の両手を打ったりした。Dr. T.は、自制が利かず、K.T.の所為だと罵った。JA.自身も泣き叫んでいた。K.T.は、自分と JA.の両方が身体的に虐待されることを恐れて、それを阻止しなかった。しかし、その後間もなく、H.が妹の人形に関するいたずらをするようになり、さらに Dr. T.の怒りを爆発させることになった。彼の反応が非常に激しかったので彼女は間に割って入り、彼を突いて、子から引き離れた。彼は力づくで彼女を自転車に押しつけ、彼女を負傷させた。次に彼は H.を人形で殴った。この出来事により、彼女は子らを連れてアパートから出た。Dr. T.は、K.T.に対して、H.を置いて J.と JA.を連れて出て行けと叫んだことを否定しているが、この点については妻の証言の方が説得力がある。したがって、当裁判所は、実際に、Dr. T.は激怒して、K.に H.を置いて、J.と JA.を連れていくように要求したものと信じる。K.T.がアパートを去ったとき、彼女が彼女と子らが今後も Dr. T.により言葉や身体的に傷つけられることを恐れていたのも無理はない。

C. 分析 – 常居所

Dr. T.は、アメリカで17年間を過ごした。この間に、彼は博士号を取得し、アメリカ市民である K.T.と結婚し、彼女との間に3人の子をもうけ、アメリカの帰化市民となり、XX.で10年間のキャリアを積んだ。T.一家は、K.T.が3人の子を連れてアメリカに帰国するまで、ギリシャで27ヶ月ほどを過ごした。

ギリシャ到着時から、2歳の J.と新生児の JA.は、事実上、27ヶ月ほど後にギリシャを出国するまで毎日一日中母親と一緒にいた。家族以外には、ほとんど誰とも交流がなかった。H.が入学し、ギリシャ語を学び始め、ギリシャにややなじみはじめた一方で、ギリシャを彼の常居所として確立させるには不十分であった。本件の証拠から、当裁判所は、3人の子は決してギリシャになじんでいないと判断する。したがって、ギリシャは、順応を理由とする彼らの常居所ではない。

次に当裁判所は、T.には、子らの常居所としてのアメリカを放棄し、一家の常居所をギリシャにする共通の意図はないと判断する。この事実認定は、本件の証拠及び、本件の証人のトーン、態度及び振る舞いに基づいている。Dr. T.が夫婦間において支配的に決定し、情報を管理していたので、K.T.は彼の XX.及び G 博物館との真実の雇用関係についての情報を得ていなかったと当裁判所は考える。このため、ギリシャを常居所にするという意図が彼にあった可能性

があるという点では、この意図は K.とは共有されていず、また実際に、妻から隠されていた。彼が実際にギリシャに到着し、G 博物館と雇用契約を締結してから約 4 ヶ月後の 1998 年 1 月に彼から退職届を受け取るまで、XX のファイルは、Dr. T.がニュージャージー州に住み、XX との雇用関係を継続していたことを示している。その結果、K.T.やアメリカのその他の証人が彼が XX から休暇を取っていただけだと信じたことは無理もないことである。

さらに、どの客観的な証拠も、ギリシャへの移動が長期有給休暇に過ぎないとの考えを否定しない。例えば、Dr. T.は、最初は博物館と 2 年間の契約を結び、ギリシャにいる間も XX との連絡を続け、アメリカに旅行した際には、XX を訪れ、T 人や義父には、アメリカでの雇用機会を探し続けると示唆し、ニュージャージー州の住所でクレジットカードやマイレージプラン口座を維持し、さらにニュージャージー州の運転免許証を維持していた。Dr. T.が 1995 年に妻からの「ギリシャに住むという夢」をほのめかすメモがあること、一家が全ての衣類や所有物をギリシャへ持っていったこと、そして帰還が彼に認められたことを指摘する一方で、その証拠は、K.がギリシャを一家の常居所とするという彼の持つ意図を共有していたことを立証しない。

ギリシャ市民として彼にしか適用されないことは確実であるので、Dr. T.が帰還の効果を理解しており、また実際に彼がそうした物品に対してギリシャ帰国時に租税を支払わずにそれらを持ち込むことができたことは間違いなく、この恩恵は、常居所の概念の場合と同様に、節約の概念によるもので、一貫性があると思われる。夫婦間の将来の可能性についてのメモに関しては、その内容は、希望的観測や心の本当の状態、受け手をなだめる努力やその他の可能性を示すものであり得る。そのようなメモを書く理由は、決して明らかにされることはないかもしれず、その内容は 2 年後の二人の個人の心の状態を推し量るのであれば、一つの要素であるに過ぎない。実際に、本聴取の間に、このメモについて反対尋問されたとき、K.T.はギリシャ諸島に避暑地を所有する可能性に言及した「夢」だと証言しており、当裁判所は、彼女を観測して、証言が信用できるものだと判断した。また、一家のアメリカとギリシャ両国での休暇のパターンとも一致している。証言中の両当事者を注意深く観測し、また各当事者の相手や他の証人に対する証言や証拠書類を比較して、当裁判所は、この夫妻がギリシャを T.一家の常居所とする意図を共有していなかったと納得した。

ギリシャにいる間に K.T.がギリシャになじんだかについては、証言から、彼女がギリシャになじんでいなかったことは明白に立証されている。Dr. T.からの言葉による及び身体的な虐待は、彼女の孤立と同様に、ギリシャで過ごした

27ヶ月の間に悪化した。就学前の2人の子と4歳半の息子を持つこの母親には義務があり、長期間自宅にいるだけの場合が多かった。こうした義務に加えて、彼女がほとんど話さない言語の国の一角で支配的な夫から毎日の仕事を完了することが求められており、証言が示すとおり、社会との接点は非常に限られていた。当裁判所は、結論として K.T.はギリシャになじんでいなかったと判断する。したがって、彼女がギリシャを子らの常居所としたとも、Dr. T.のそうする意図に加わっていたとも言うことはできない。

公に見せている夫婦のやり取りに比べると、私的なやり取りは家族や友人を驚かせたり、ショックを与えたりすることがある。それどころか、夫婦の結婚生活での Dr. T.の支配はよく知られていた。夫婦に関する重要な決定の全てを彼がコントロールしていることは知られていた。K.T.が耐えて来た言葉の虐待や身体的な虐待は、何度か公の場でも明からかになったが、二人きりの時ほどのものではなかった。一方の配偶者に対する他方の配偶者による言葉と身体的な虐待は、ある場所が家族の「常居所」となるための「共同の意図」の存在について裁判所が判断する際のいくつかの要素の一つである〔脚注 2〕。この行為が結婚生活に存在する場合には、事実審裁判所は、『「特定の事案のあらゆる状況」を考慮する』際に、これを考慮しなければならない。Mozes v. Mozes, 239 F.3d 1067, 1080 (9th Cir. 2001).

当裁判所が、配偶者に対して本件において存在するような種類及び程度の言葉による及び身体的な虐待について判断する場合には、被害を受けた配偶者の行為が「同意」を示していると主張されている点については、慎重に精査されなければならない。本件では、当裁判所は、妻に対する自身の言葉による及び身体的な虐待の問題についての Dr. T.による証言を注意深く聞いた。彼が何を言い、何を言わなかったのか、こうした問題について証言する際の様子から、当裁判所はこれらの問題について彼は信用することができないと確信した。当裁判所は、K. T.の言葉による及び身体的な虐待は行われたと判断する。この虐待が、(1) Dr. T が家族の重要な決定や家計をコントロールしていたこと、(2) アメリカとの継続的な結び付きについてのその他の証拠、(3) 彼が 1997 年に XX との雇用関係について同社を欺いていたとの事実認定、そして (4) 彼が否定しているとはいえ、彼がいくつかの株式取引において妻の名を署名したとの事実認定と共に考慮すると、ギリシャを一家の常居所とする意図はなかったという K. T.の証言を裏付けている。この証拠の重要さに基づき、当裁判所は、ギリシャは T.の子らの常居所ではなく、アメリカが引き続き彼らの常居所だと判断する〔脚注 3〕。

この判断は本件を解決するものであるため、当裁判所は、**Mozes** 事件で基準として示された質問の残りの二つに回答する必要はない。なぜなら、当裁判所が子らの常居所はギリシャだと判断した場合にのみ、それらの質問は重要となるからである。しかしながら、**Dr. T.**は、彼の妻が子らを連れてアメリカに帰国した時点においてギリシャの法律に基づき彼が有し得たような監護権を行使していた事実は争われていない。加えて、当裁判所は、後述するハーグ条約第**13条(b)**の適用可能性についての是非を考慮した場合にも、それは議論上ギリシャを子らの常居所であると仮定することになるので、これらの **Mozes** 事件で示された二つの質問を取り上げる必要はない。

D. 法律に関する結論 – ハーグ条約の適用

当裁判所は、法律問題としては、ハーグ条約は適用されないと結論づける。これは、両親が一家の常居所をアメリカからギリシャに変更するという定住の意図を共有していなかったからである。したがって、**K.T.**は、子らを常居所から連れ去っておらず、ハーグ条約に基づく返還の申立において連れ去りを訴えることはできない。よって、本件申立を棄却する。

III. 第 13 条(b)

この代わりに、仮にハーグ条約が適用されるとするならば、「常居所」への返還が子らに害となる重大な危険をもたらす明白かつ確信に足る証拠がある場合には、ハーグ条約第 **13 条(b)**は、裁判所が子らの返還を命じる要求の例外となることを定めている。

A. 法律 – 第 13 条(b) 抗弁

関連部分において、第 **13 条(b)**は次のように定めている。

前条の規定にかかわらず、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。

…

(b) 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。

Hague Convention, art. 13, 19 I.L.M. at 1502.

第 13 条(B)の一部分について言えば、**Perez-Vera** は、次のように述べている。「このように、新しい環境における子の安定した状態から連れ去られないという子の利益よりは、身体的若しくは精神的な危険にさらされないこと、又は耐え難い状態に置かれないことについての個人の主要な利益が優先される。」**Perez-Vera Report at P 29, p. 433. [FN4]**

本件において認定された配偶者の虐待は、虐待者が子を虐待する可能性があるため、第 13 条 (b) の例外が適用されないか否かを判断する際に考慮すべき要素の一つである。

Walsh v. Walsh 判決 (221 F.3d 204, 218 (1st Cir. 2000)) では、裁判所は、証拠により第 13 条(b)の例外が適用されることが立証され、申立人の振る舞いは子らが返還された場合に直面することになる重大な危険を排除するにはいかなる約束がなされようとも不十分なものであると判示した。**Walsh** 事件では、本件とは異なり、被告は子らが連れ去り前にいた国が彼らの「常居所」であったこと、そして彼女による子らの連れ去りが不法であったことを隠匿していた。第 13 条の例外は適用されないとの原判決を覆す際に、第 1 巡回区控訴裁判所は、とりわけ、以下のように述べ、子らが配偶者虐待者に晒されることは、個らを重大な虐待の危険に晒すことであると判示した。

第四に、信頼における社会科学の文献により、常習的な配偶者虐待者は子の虐待者にもなる可能性があることが立証されている。... 第五に、州法及び連邦法のいずれも、子らが配偶者虐待者と接触するときは、彼ら自身が身体的及び精神的な損傷を負う危険が高まることを認めている。... 以上の要素は、身体的又は精神的な害に晒されることを示す閾値として十分である。

Id. at 220 (引用は省略).

裁判所が配偶者及び子の双方の虐待があったと判示した場合、裁判所は、第 13 条 (b) の例外を適用するかどうかを判断する際に 2 つ形の虐待が与える影響を検討しなければならない。加えて、連れ去り前に虐待があったときは、返還の見通しに対する子の反応を考慮に入れなければならない。

Beaumont and McEleavy の 150 頁で報告されているように、**Re F.(A Minor)(Abduction: Custody Rights Abroad) 1995 Fam. 225** 事件では、裁判所は、第 13 条 (b) が適用され、返還される可能性に対する子の身体的な反応から、

子は返還されないものと判示した。父親は脅したり、無差別に暴力をふるったりしたところをこの子に目撃され、またこの子も被害を受けている。

まだ 4 歳の少年への影響は深刻であり、攻撃的態度、寝小便、悪夢などを生じさせた。Butler-Sloss LJ の報告では、この結果、ウェールズの母方の祖父母の家に引っ越すことになった。しかし、母親からは、コロラドに戻らなければならない可能性をこの少年に伝えたところ、同じ振る舞いが再開したと指摘されている。

Butler-Sloss LJ は、第 13 条(1)(b)で求められている高い基準が満たされると判示した。もっとも、これは父親の振る舞い自体のためではなく、子の返還に対する反応のためであった。

Id. at 151. Butler と McEleavy は、指導してそのように振る舞わせることのできない子の行為、並びに、「連れ去り前の状況に対する自然な心の奥底からの反応」に基づいたものであるので、判決は正しいものと考えた。**Id. at 151.**

事実から連れ去り前に虐待があったことを実証しており、かつ、専門家の意見などの証拠が身体的又は精神的な害をもたらす重大な危険があることを立証している場合には、裁判所は、第 13 条(b)の例外を適用している。Blondin v. Dubois 判決 (238 F.3d 153 (2nd Circuit 2000)) では、「PTSD (心的外傷後ストレス障害) の可能性は第 13 条 (b) の意味での『精神的な害をもたらす重大な危険』を構成する」と結論づけた地方裁判所による第 13 条(b)の例外の適用を控訴裁判所を支持した。**Id. at 158.** 争われなかった専門家意見及びその他の証言に基づき、裁判所は子らがフランスで父親から身体及び感情を虐待された結果として、ストレス障害になり、裁判所が子らのフランスへの返還を命じた場合にはそれが再発すると判示した。第二巡回区控訴裁判所は、第 13 条 (b) の例外事例に当たるかの分析において検討した要素の一つとして、新しい環境に子らがなじんだことの証拠を地方裁判所が考慮したことも支持した。

両当事者は、第 13 条 (b) の例外が適用されることを明白かつ確信に足る証拠により証明する責任は被告の K.T.が負うことで合意しており、これは正しい。ICARA の立証責任を定める部分は、次のように述べている。

(2) 子の返還訴訟の場合、子の返還に異議を申し立てる被告が、次の事項を立証する責任を負う。

(A) 明白かつ確信に足る証拠により、条約第 13b 条又は第 20 条に定められた例外の一つが適用されること。

42 U.S.C.第 11603 条(e)(2)(A).

B. 事実 – 第 13 条(b) 抗弁

当裁判所は、子らが過去に身体的及び言葉により虐待されたことが証拠により証明されているかどうか、子らがストレス障害を被っているかどうか、及びギリシャへの返還が子らに「身体的又は精神的な害を生じる重大な危険」をもたらすか、「さもなければ子らを耐え難い状態に置く」かどうかを判断しなければならない。当裁判所が検討しなければならない最後の要素は、2000 年 1 月に帰国して以来子らと母親が居住している母方の祖父母の自宅に子らがなじんでいる程度である。

争われていない証言により、最年少の子 JA は誕生以来、夜鷹症を患っており、夜を通して眠ることはあったとしても、非常に稀だった。アメリカ帰国時に 2 歳半だった彼は、現在、4 歳である。誕生以来、彼は母親が世話をしており、長期間母親が不在だったことはなかった。アメリカへの帰国以来、彼は目を覚まさずに眠れるようになっている。

アメリカ帰国時に 4 歳だった J.は、まもなく 6 歳になる。J が父親と関連づけて性的虐待を受けているとのチャイルドセラピスト C. T.と未就園児の教師 L. I.の証言が信用でき、かつ、信頼できるものだと当裁判所は判示した。2000 年 2 月から、チャイルドセラピストの C. T.は、当時 4 歳 3 ヶ月だった J.の診断と治療を始めた。J.は、アメリカへの帰国直後から子らと K.T.と面談し、テストを行い、診断した臨床心理学者から紹介された患者であった。C.T.とのセッションでは、J.は、性的虐待を生々しく説明し、それを J.は父親と関連付けていた。C.T.は、J.が身体的及び性的に虐待されており、この虐待を父親と関連付けていたが、治療により目覚ましく回復しているとの見解を述べた。C. T.は、むしろ、J.が父親によるものとする実際の行為を目にしたことがなかったので、C.T.が「関連づけて」という用語を用いるときは、J.がその行為をある人物に帰されるものとし、J.が信用できるときである。最後に、C.T.は、ギリシャへの J.の返還は、彼女の健康を損なうことになり、父親を訪問した後に J.が性的な行動をしていたことを指摘して、彼女の病状を退行させることになるだろうと証言している。当裁判所は、この意見を容認する [脚注 5]。

Dr. T.は、このような行為を、そのような行為を考えると強く否定している。性的虐待の身体的な証拠を裏付けるような医学的な証拠は何も提示されていなかった。しかし、児童への性的虐待の診断及び治療の専門家である C. T.の意見への反対意見はどの専門家からも出されていない。また J.が自発的に行った性的虐待に関する発言又は C. T.に対する性的虐待の説明は「指導」されたものだという証拠もない。逆に、C. T.は、「指導」の証拠はないことを述べている。

J.の教師の I.は、性的虐待と一致する J.の発言や行為を観察し、報告している。すなわち、自慰行為、昼寝時間の悪夢、寝小便である。ある時、目覚めたときに、J.は自発的に父親による虐待を説明した。症状が行動に現れることが減っていくらか時間が経った後、I.は、父親の訪問後に寝小便や悪夢などの症状が再発したことを目にしている。

ある時、ギリシャに行く前に K.T.は J.が自慰行為をするところを目にしたが、その行為について K. T.は誰にも報告せず、また診断がなされるまでは性的虐待については申し立てなかった。アメリカ帰国直後に、Dr. B.のカウンセリングを初めて受けたときに、J.が性的虐待行為や発言をしたために、J.は C. T.に紹介されることになり、C. T.は性的虐待の診断をした。

アメリカ帰国時に7歳で、現在9歳の H.も、Dr. B.のカウンセリングを受けるよう勧められた。児童精神衛生療法士としての免許を持つ S. E.は、2000年2月11日から4度のセッションのため H.と面談した。S. E.が証言において説明した、このセッション中の H.の自然にでた叫び声を含む報告に基づき、彼女は、H.が父親との関係において著しい身体的及び感情的な虐待を受けていたと結論付けた。

2000年3月に H.は30年以上の経験を持つ臨床心理士の Dr. J.の治療を受け始めた。Dr. J.は、H.と他の子らについて PTSD の診断を下した。H.は、ばつが悪いおもらしをすることもなくなり、学校で感情や行動を制御できるようになってきた。Dr. J.は、J.については別のセラピストが担当していたので、主に H.を担当していた。Dr. J.は、H.が家庭内暴力を受けていたのであり、父親による身体的虐待を受けていたと結論付けた。また、H.とのセッション及び K. T.から報告された過去の症状に基づき、H.は「ストレス障害」であるとの診断を下した。2000年6月までに、H.の症状は改善し、2001年3月現在、彼は「必要に応じて」回復しつつある。しかしながら、兄弟と一緒に、一人だけであ

ろうと、彼をギリシャに返還することにより母親から引き離せば、彼の健康を損なうことになるとの意見を Dr. J.は述べている。

心理学と社会福祉で学位を有する E.P.は、ミード学区のソーシャルワーカーであり、幼稚園から 6 年生までの子を担当している。ワシントン州にやって来て、H.が入学した頃に、E. P.は、H.が行動的でけんか腰な態度を取っていたため、彼の通う学校で H.を担当していた。2000 年 5 月に喧嘩のため 5 日間の停学になった後、H.は他の子や権威のある人との付き合い方を学ぶ社交術のクラスに入れられた。2000 年秋までに、彼の行動は改善され、順調に回復し続けている。

Dr. T.が呼んだ精神分析医の Dr. M.が子らを診察した。彼は、H.が父親が H.と母親を叩くと訴えたことを報告している。Dr. M.は、H.が父親からひどく叩かれた可能性が高く、正常な範囲を超えて H.に悪影響を与え、叩かれたことについてのこうした H.の発言は、繰り返し練習したものではないと考えている。さらに Dr. M.は、3 人の子は互いに絆で結ばれていると判断し、H.がこれまでよりも現在、精神的に良い状態にあり、またセラピストの E.と T.は信用できるとの意見を示した。Dr. M.は、過去に心的外傷後ストレス障害（「PTSD」）を患っていたとする Dr. J.の意見は否定していないが、Dr. M.が診断した時には、PTSD の証拠は見られなかったので、子らが返還されたとしても害となる重大な危険に直面するとは思わないと述べている。Dr. M.は、漸進的な再統合がこの状況に対応する最も確な方法だと述べている。彼は依頼されなかったので、Dr. T.の診断は行っていない。

C. 分析 – 第 13 条(b) 抗弁

当裁判所は、当裁判所が子らのギリシャへの返還を命じた場合には、子らに身体的及び精神的な害となる重大な危険があるとの明白かつ確信に足る証拠があると考えます。子らの身体的及び感情的な虐待の証拠は、当裁判所を納得させるものである。4 歳の JA.、6 歳の J.、9 歳の H.は、兄弟として絆で結ばれている。証拠 166 は、2000 年 1 月に到着して以降の、3 人の自宅、学校、社会活動への参加についての写真、文書を集めたものである。3 人は、その時以来、母親と共に暮らしているコミュニティによくなじんでいる。H.と J.の父親との接触は、悪夢や寝小便などの症状を若干再発させている。

ギリシャには、ギリシャの司法制度の保護が必要とされる子について、いくつかの資源が存在する。しかし、本件の子らがギリシャに返還されれば、彼ら

が診断されたストレス障害の症状は、再発するだろう。このことは、特に、J.に該当する。JA.については、彼が2人の兄弟と絆で結ばれているだけでなく、事実上彼の4年の人生の全期間において、母親が彼の主な世話役だった。彼をH.やJ.から相互に引き離すこと、又は母親から引き離すことは、耐え難い状態に置くことになる。K.T.は、ギリシャで生活することを実現させる資源を持ち合わせていない。彼女は、言語力もなく、雇用に適さない可能性がかなり高く、住む場所もなく、また配偶者虐待を受けた配偶者として、彼女に経済的その他の支援を与える政府の保障プログラムがあるという証拠がない。これに加えて、K. T.や子らがギリシャを去って以降、Dr. T.は彼らに経済的支援を行っておらず、これにより、彼らのK. T.の家族への依存度は増し、その自宅やコミュニティへの融合を高めている。最後に、子らがギリシャに返還された場合に、子らの安全を保障する約束、そのためのギリシャでの支援の申し出、又は利用できるその他のサービスがあるとの証拠は示されていない。

上記の事実認定は、本申立及びハーグ条約に基づく対応との関連においてのみ行われるものである。上記の事実認定を監護権が争われる州裁判所での離婚訴訟で利用する試みがなされる可能性を当裁判所は認識している。しかし、その訴訟の担当判事は、異なる立証責任及び基準により異なる法的問題を検討することになる。第13条(b)を適用するための事実根拠に関する認定は、本件が上訴された場合には、必ず十分かつ効率的な再審を認めることを条件として行われるものである。

D. 法律の結論

上記の事実を考慮して、当裁判所は、3人の子がギリシャに移動させられたならば、身体的及び精神的な害となる重大な危険に直面すること、彼らがワシントン州に定住していること、3人の子が母親から引き離されるか又はJ.とJ.A.をアメリカに残して、H.を返還することを求めれば子らを耐え難い状態に置くこと、さらにこの重大な危険又は耐え難い状況の除去が約束されないことの明白かつ確信に足る証拠がある判断する。従って、2000年1月のT夫人のアメリカへの帰国前の子らの常居所がギリシャであったと仮定する場合であっても、当裁判所は、ハーグ条約第13条(b)に基づき子らの返還の申立を棄却する。

IV. 結論

上記の理由から、当裁判所は、T 夫人が T.の 3 人の子を連れてギリシャからアメリカに帰国したことは、ハーグ条約に基づく訴訟の対象とはなり得ないと判断する。一家のアメリカの常居所を放棄する共同の意図はなく、またギリシャにはなじんでいなかったため、子らは、連れ去り前にギリシャに常居所を有する者とはなっていなかった。従って、申立人には、ハーグ条約に基づく救済手段を利用する権利がない。それに代えて、当裁判所は、法律問題として、本件にはハーグ条約第 13 条 (b) に定められている例外が適用されること、及び、ギリシャに返還された場合に、子らの安全が保証される約束があるとの証拠がないと結論づける。よって、ギリシャが子らの常居所だったとしても、当裁判所は、身体的又は精神的な害となる重大な危険をもたらすとの理由から、子らの返還を否定する。ハーグ条約に基づく子の返還申立は、棄却するものとする。従って、

本判決により、次のことを命じる。地方裁判所の執行部には、次のことを命じる。

- (1) 本命令を発すること。
- (2) 代理人に対し謄本を提供すること、及び
- (3) 本件を終結すること。

2001 年 11 月 19 日

EDWARD F. SHEA

合衆国地方判事

[脚注 1] 証拠 2 は、Dr.T.が 1997 年 10 月 1 日以降、無期限期間の契約により雇用されたと述べており、これは正しくない。

[脚注 2] *Ponath v. Ponath*, 829 F. Supp. 363, 368 (D. Utah 1993) (「言葉による虐待、感情的及び身体的な虐待を用いての申立人による被告の支配は、ドイツ訪問を一家が決定する際に以前は存在し得たいかなる選択の要素及び定住の意図も奪ってしまった。」を参照。

[脚注 3] ニュージャージー州又はワシントン州の法律が適用されるかどうかは、離婚訴訟が提起されたワシントン州の裁判所が判断する問題であると考えられる。

[脚注 4] 第 13 条の事例についての広範囲に及ぶ調査及び議論については、第 9 章 "The Protection of Children Where a Return May Result in Harm: Article 13(1)(b), Undertakings, and Article 20," The Hague Convention on International Child Abduction, Beaumont and McEleavy を参照。

[脚注 5] 一方の親による子の性的虐待は、第 13 条 (b) に基づく「耐え難い状態」である。Blondin v. Dubois, 238 F.3d 153, 162 (2nd Cir. 2001) (国務省による第 13 条 (b) の分析からの引用、51 F.R.第 10510 条)